



利用者は、本サービスが利用できなくなった場合、その旨を当社に通知する義務を負うものとします。

**第35条(禁止事項)**

- 利用者は本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。
  - 当社、他の利用者もしくは第三者の知的財産所有権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。(著作権侵害防止のための技術的保護手段を回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為を含みます。)
  - 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為または侵害するおそれのある行為。
  - 他人を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
  - 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは煽動する行為。
  - 違法な薬物、銃器、毒物もしくは爆発物等の禁制品の製造、販売もしくは入手に係る情報を送信または表示する行為。
  - 賭博、業務妨害等の犯罪の手段として利用し、または犯罪を助長もしくは誘発するおそれのある情報を送信または表示する行為。
  - わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待にあたる画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
  - ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
  - 無限連鎖講(ネズミ講)を開説し、またはこれを勧誘する行為。
  - インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づき、当該事業者の提供者に対する規制および当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為。
  - 本サービスにより利用している情報を改ざんし、または消去する行為。
  - 他人になりすまして本サービスを利用する行為。(偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)
  - 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
  - 選挙の事前運動、選挙運動これらに類似する行為を含みます。)および公職選挙法に抵触する行為。
  - 他者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メールまたは他人が嫌悪感を抱くまたはそのおそれのある電子メールを送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
  - 他人の電子メールの受信を妨害する行為。
  - 連鎖的な電子メールの転送を依頼または依頼に応じて転送する行為。
  - 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に違反する行為。
  - 他社の設備または当社通信設備(当社が各種インターネットサービスを提供するために用意する通信設備、電子計算機、その他の機器およびソフトウェアをいい、以下同様とします。))に無制限でアクセスし、もしくは大量のメールまたはメッセージ送信等により、その利用もしくは運営に支障を与える行為(与えるおそれのある行為を含みます。)
  - 他社の設備または当社通信設備のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為。
- 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段(いわゆるフィッシング詐欺およびこれら類する手段を含みます。))により他者の個人情報を取得する行為。
- 「特定商取引に関する法律」に基づく表示義務を怠り、契約意思の無い操作の結果にもかかわらず契約したかのように誤認させる行為。(無料と表示されているにもかかわらず、有料サービスに導く行為がある場合は特定商取引に該当するものとみなします。)
- 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せずに本サービスまたは提携サービスを利用する行為。その他当該法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含みます。))が行われている契約回線上のサイトあるいは契約回線上のサイト以外のサイトに、直接または間接に、接続させるに至る一切の行為。(例えば、上記の各サイトにリンクをはる行為。)
- 上記各号のほか法令(法律、政令などをいいます。))に違反する内容の文字による記述ないし情報を送信または表示する行為。
- 上記各号に該当する行為であると認定しなくとも、行為の実質・態様・全体的印象などを当社において総合的に判断した結果、それらの行為に順ずるもの、あるいはそれらの行為に類似するものであると当社が認めた行為。
- その他、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。

2. 利用者は本サービスの利用およびその結果につき、自ら一切の責任を負うものとし、当社に対して当該利用者または第三者から何らかの請求がなされたまたは訴訟が提起された場合、当該利用者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社は一切免責されるものとします。

3. 本サービスの各情報には、本規約に定めるほか各情報提供元の規則が付加されている場合があります。利用者が当該情報を利用する場合には当該規約も本規約の一部を構成するものとします。

4. 当社から付与された利用者のIDおよびパスワードを利用して行われた行為および利用者のサービス提供回線を利用して行われた本サービスの通話、通信は利用者自身が行った行為とみなすものとします。この場合において、第三者による不正使用等が行われた場合であっても、当社は一切責めを負わないものとします。

**第36条(IDおよびパスワードの管理)**

1. 本サービス利用に関して利用者にIDおよびパスワードが付与される場合、当該利用者はIDおよびパスワードを管理する責任を負うものとします。

- IDおよびパスワードの譲渡、名義変更はできないものとします。
- 当社は、IDおよびパスワードの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負わないものとします。
- 利用者はIDおよびパスワードを忘れた場合や第三者に知られた場合には速やかに当社に届出るものとします。

**第37条(通信の秘密の保護)**

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用又は保存します。2. 利用者の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法その他の法令の規定に基づき強制の処分等が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で通信の秘密に関する情報の一部を提供することがあります。

**第38条(個人情報等の保護)**

- 当社は、個人情報等(本サービスの提供に関連して知り得た利用者の個人情報であって、前条第1項に規定する通信の秘密に該当しない情報をいいます。以下同じとします。))を、次の場合を除き、利用者以外の第三者に開示又は漏洩しないものとし、かつ、本サービスの業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。
  - 社団法人日本ネットワーキングインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。))及び株式会社日本レジスリサービス(以下「JPRS」といいます。))等の規則等に基づき個人情報等を利用するとき。
  - 利用者の同意を得て個人情報を利用するとき。
- 前項の規定にかかわらず、当社は、刑事訴訟法その他の法令の規定に基づき強制の処分等が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づき開示の請求があった場合には、開示請求の要件が充足されたときに限り当該開示の請求の範囲で個人情報等の一部を提供することがあります。
 

(注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、利用者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

**第39条(不可抗力)**

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、加入契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。また、当該加入契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

**第40条(閲覧)**

本規約において、当社が別に定めることとしていたる事項については、当社は閲覧に供します。

**第41条(利用者による利用契約の解約)**

- 利用者は、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により当社に通知するものとし、当該通知が当社に到着した日が属する月の翌月末日をもって利用契約が終了するものとします。
- 利用者への一切の債務は、利用契約の解約通知が行われた後においてもその債務の履行がされるまで消滅しないものとします。
- 当社は、利用者による利用契約の解約の意思表示を、利用契約に付随する全てのオプションサービスに関する利用契約の解約意思表示とみなすことができるものとします。

**第42条(当社が行う利用契約の解除)**

- 当社は、第30条1項に基づき本サービスの利用停止を受けた利用者が、当社からの期限付き催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、利用者に対し通知することにより、当社は利用契約を解除することができるものとします。
- 前項にかかわらず、当社は、利用者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、利用者が本サービスの他に当社が提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除することができるものとします。
  - 第30条1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に著しく支障をきたすと当社が判断した場合。
  - 初期費用、サービス利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合
  - 利用者に対する差押え、仮差押え、または仮処分命令の申立てがなされた場合
  - 当社からの通知が到達しなかった場合、またはその所在地が判明しない場合
  - 支払不能となり支払を停止し、または破産宣告、会社整理開始、民事再生手続開始、または会社更生手続開始の申立て、または解散決議がなされた場合
  - 当社が提供する他サービスの利用者の場合で当該資格を失った場合、またこれらのサービスの解除事由に該当した場合
  - その他信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
  - 本規約に違反し、利用者の責めに帰すべき事由により、当社または第三者に損害を与えた、またはそのおそれがあると当社が判断した場合
  - 契約者が暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判明した場合
- 前項各号の一つでも発生した場合、利用者は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとする。この場合も、第20条および第21条の規定が適用されるものとする。

**第43条(最低利用期間)**

- 本サービスには最低利用期間がございます。
- 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日から起算して1年間と致します。
- 最低利用期間内に本サービスを解約した場合、当社より違約金として12,000円をご請求致します。
 

※2022年7月1日に施行される改正電気通信事業法施行規則に基づき、同日以降に個人名義でお申し込みのお客様は、1か月分のサービス利用料金額を契約解除手数料といたします。

**第44条(解約手数料)**

利用者は、利用者による利用契約の解約または当社による利用契約の解除を問わず、当社の責めに帰すべき事由を除き、いかなる事由であっても、利用契約を解約しようとする場合は、次の各号に定められた解約手数料が当社が定める方法に従い、当社に支払わなければならないものとします。

- 本サービス利用電話番号1番号あたり1,000円(税別)
- 本サービス利用契約の解約に伴う接続機器取外工事代相当額
- その他、本サービス提供にあたり当社または協定事業者が負担した工事代および部材代相当額

**第45条(当社からの通知、連絡等)**

- 当社は書面による郵送、当社ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、利用者に随時必要事項の通知、連絡等を行うものとします。
- 当社が、ホームページへの掲載により利用者に通知、連絡等を行う場合は、当該通知、連絡等を掲載してから24時間を経過したときに、その他の手段による通知、連絡等の場合は、当社が利用者に当該通知、連絡等を送信したときに、その効力を発するものとします。通知、連絡等の発送先は、適式変更届がなされていない場合、申込書記載の住所地等を発送先とみなします。

**第46条(第三者への委託)**

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

**第47条(合憲管轄)**

本規約または本サービスに関する一切の訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第48条(約款の発効)**

本規約は2021年4月1日より発効します。